

【議事概要】第8回 亀山市人権施策審議会

【開催日時等】

◆日 時 平成27年8月18日（火） 19:00～20:50

◆場 所 亀山市役所 3階 理事者控室

◆出席委員（敬称略）：

藤原正範 不破為和 浜野芳美 田中義雄 佐藤和夫 福永磨子

◆欠席委員（敬称略）：青シゲミ 岡安祐子 宮崎みつ子 榎谷英一 明石澄子

◆事務局：文化振興局長 共生社会推進室長 共生社会推進室主査

◆傍聴者：3名

【協議事項等】

◆会長挨拶

◆協議事項

(1) 前回審議会の議事録の確認について

- ・前回審議会の議事録について、各々で確認いただき、お気付きの点があれば連絡をお願いします。

(2) 策定までのスケジュールについて

- ・資料に沿って主に諮問と答申について説明。次回の審議会は11月上旬頃となっておりますが、答申を取りまとめるにあたり、9月上旬頃にも審議会を開催する可能性があるものと考えています。
- ・本日の欠席者からは別途意見を頂戴することとし、その意見と、本日の意見や審議内容を踏まえて、事務局で修正案を作成し、会長及び副会長に確認して進めていきますが、再度審議会を開いて審議するべきという判断になるような場合には、9月のパブリックコメントまでに再度審議会を開催する可能性もあるということで確認させていただきます。

(3) 「亀山市人権施策基本方針（素案）」について

素案の本編及び資料編について、前回の資料から修正あるいは追記した箇所について、事務局より説明。

→「基本理念」については、

「(案1) みがこう、人権感覚 広げよう、人権の視点

めざそう、一人ひとりの人権が尊重されるまち」

- が良いという意見が多数であり、案1を採用する方向で調整することとする。
- 「第1章-4. 人権施策の体系」の図については、個々のオブジェクトの位置や、それらを線や矢印で結ぶかどうかという点も含めて、レイアウト等を検討・精査します。
 - 「第2章-1-(2) 市民と協働して取り組む人権尊重のまちづくりのための施策」の【現状と課題】において、「市民活動応援制度」についての記載があるが、具体的な事業ベースなので、もう少し大きな視点からの市民活動支援、市民協働の取組を記載するなど検討します。また、「市民」の定義を別囲みで記載しており、そのすぐ後で「市民等」を定義しているなど、分かりづらいと思われるので、再度検討します。
 - 全体的に、【取組】の主語について、“行政が”とはあらためて記載はしませんが、主語は“行政が”ということで捉えられるよう精査します。
 - 例えば“地域の見守り活動”や“児童養護施設等の設置”などの取組の記載があるが、これが人権尊重・人権擁護の取組であることが一般的には認識されにくいと思われるため、それらの取組も人権尊重・人権擁護につながる取組であることが認識できるような記載内容を検討します。
 - 全体的に、分かりにくい、伝わりにくい表現、あるいは不適切、限定的な表現等については、分かりやすく、伝わりやすい表現、あるいは適切な表現に改めます。